

2 職員の給与及び職員数の状況

2の1 総括

(1) 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年3月末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	58,218	35,967,158	556,913	3,886,854	10.8	13.7

(注) 人件費には、市職員給与及び市長等特別職、議会議員、各種委員会に支給される報酬、共済費(民間での社会保険料事業主負担分)を含んでいます。

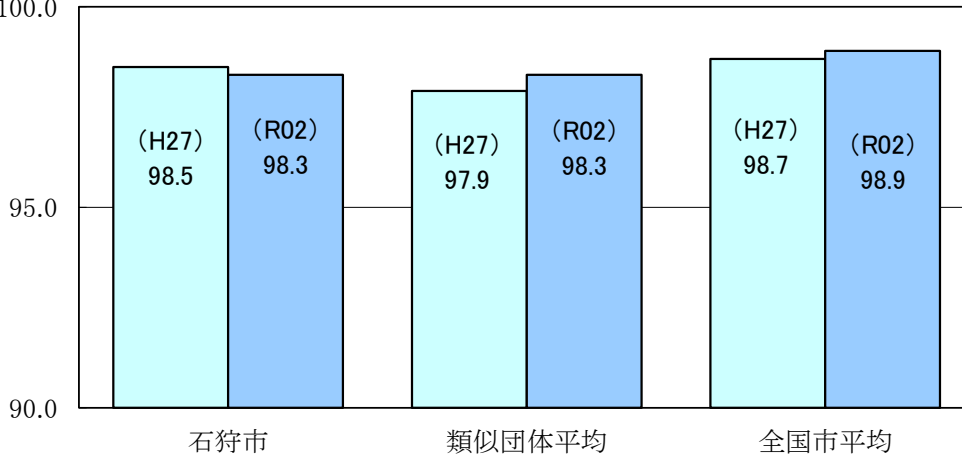
(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	398人	1,477,525千円	338,093千円	598,878千円	2,414,496千円	6,067千円
令和2年度	397人	1,491,375千円	318,963千円	597,730千円	2,408,068千円	6,066千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

(指数) 100.0



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

2の2 一般行政職給料表の状況（令和3年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	146,100 円	195,500 円	231,500 円	264,200 円	289,700 円	319,200 円	362,900 円
最高号給の 給料月額	247,600 円	304,200 円	362,000 円	385,800 円	394,000 円	410,200 円	444,900 円

2の3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石狩市	43.70 歳	322,200 円	399,196 円
			356,541 円
国	43.20 歳	327,564 円	408,868 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 国の値は、令和2年4月1日現在における職員の平均を使用しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		石 狩 市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	195,500 円	182,200 円	195,500 円
	高 校 卒	150,600 円	160,100 円	150,600 円	160,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	255,000 円	302,400 円	341,100 円
	高 校 卒	216,200 円	255,000 円	302,400 円

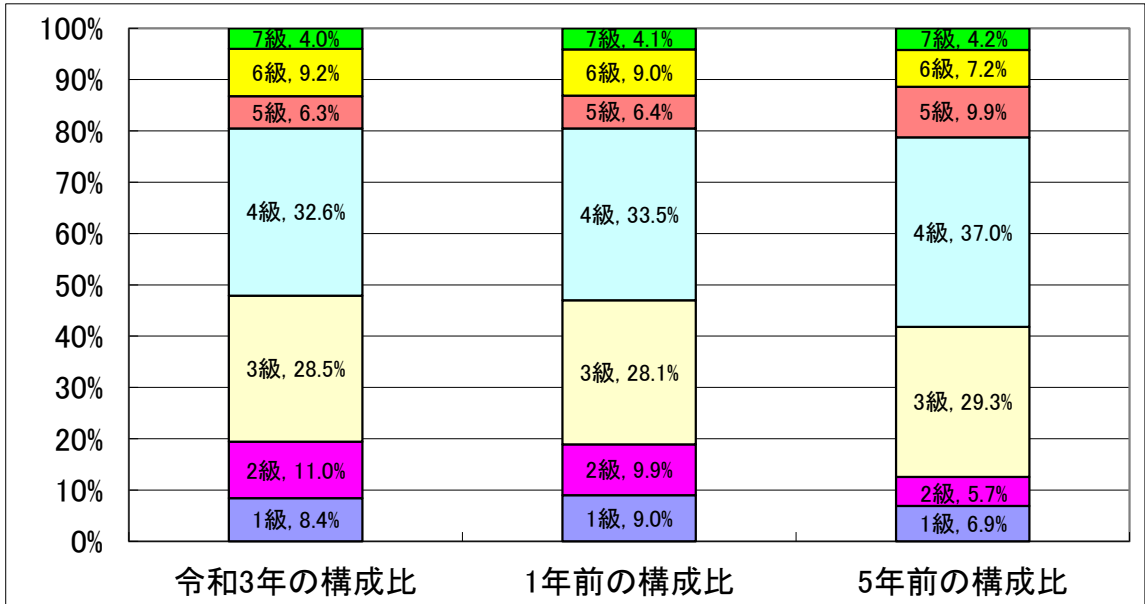
2の4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	29 人	8.4 %
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	38 人	11.0 %
3 級	主任の職務	99 人	28.5 %
4 級	主査又は係長の職務	113 人	32.6 %
5 級	①課長等の職務 ②主幹の職務	22 人	6.3 %
6 級	①部の次長等の職務 ②困難な業務を処理する課長等の職務	32 人	9.2 %
7 級	部長等の職務	14 人	4.0 %

(注) 1 石狩市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務実績への反映状況

昇給に係る勤務実績の反映は、勤務実績に基づき昇給区分を決定している。
昇給区分及び昇給号俸数は次のとおりである。

区分	昇給号俸数	
	高齢層職員以外の職員	高齢層職員
勤務成績が良好である職員	4号俸	2号俸
勤務成績がやや良好でない職員	2号俸	1号俸
勤務成績が良好でない職員	0号俸	0号俸

2の5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

石 狩 市	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,506 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,579 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45 月分) (0.90 月分)	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45 月分) (0.90 月分)	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45 月分) (0.90 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

石 狩 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～45%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～45%)		
1人当たり平均支給額	3,891 千円	18,806 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		2,492 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		623 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	1 人	3 %
東京都特別区	20 %	3 人	20 %

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		2,521 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		39 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		14.8 %	
手当の種類(手当数)		9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員等	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収業務手当	納税課・国民健康保険課	市税等の徴収業務	日額200円
社会福祉業務手当	福祉総務課	生活保護に関する現業業務	日額300円
野犬捕獲作業等手当	都市整備課 ごみ・リサイクル課	犬、猫その他の動物の死体の収集は又運搬業務	1件400円
行旅死亡人取扱手当	福祉総務課	行旅死亡人収容等業務	1件3,000円
防疫作業手当	保健推進課・農政課	伝染病の患者等の防疫措置業務	日額400円
	新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等業務	日額4,000円又は日額3,000円
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線に関する業務	日額250円
特殊現場作業等手当	下水道課	下水道管路施設内の点検、清掃業務	日額300円
道路上作業手当	都市整備課	道路維持修繕作業業務	日額300円
災害派遣業務手当	全職員	国又は他の地方公共団体の要請に基づく災害復旧等業務	日額2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	123,296 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	422 千円
支給実績(令和2年度決算)	103,641 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	432 千円

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	①配偶者6,500円(月額) ②子10,000円(月額) ③16歳年度初めから22歳年度末までの子5,000円(月額に加算) ④父母等6,500円(月額)	同じ		46,957 千円	205,052 円
住居手当	①借家(家賃12,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給(月額) ②配偶者が借家に居住する単身赴任手当受給職員は、家賃の額に応じて13,500円を限度に支給(月額)	異なる	①借家・借間居住職員(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給(月額) ②配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員は、家賃の額に応じて14,000円を限度に支給(月額)	25,341 千円	263,969 円
通勤手当	①自動車等使用者には、距離に応じて2,400円から32,000円の範囲内で支給(月額) ②交通機関利用者には、運賃の額に応じて、55,000円を限度に支給(月額)	異なる	①自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 ②交通機関利用者には、運賃の額に応じて、55,000円を限度に支給(月額)	26,926 千円	78,273 円
管理職手当	①部長相当職75,700円(月額) ②部次長相当職64,200円(月額) ③課長相当職56,200円(月額)	異なる	俸給の特別調整額として、区分別に定められた額を支給	48,442 千円	672,806 円
休日勤務手当	支給割合100分の135	同じ		1,681 千円	240,143 円
寒冷地手当	11月～3月(5か月間)支給で、 ①世帯主で扶養親族のある職員23,360円(月額) ②その他の世帯主である職員13,060円(月額) ③その他の職員8,800円(月額)	同じ		32,110 千円	80,275 円

2の6 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	市長	920,000	円
	副市長	735,000	円
	教育長	644,000	円
	常勤監査委員	590,000	円
報酬	議長	450,000	円
	副議長	400,000	円
	議員	370,000	円
期末手当	市長	(令和3年度支給割合)	
	副市長	3.35 月分	
	教育長		
	常勤監査委員		
退職手当	議長	(令和3年度支給割合)	
	副議長	3.35 月分	
	議員		
	市長	(算定方式)	(支給時期)
	副市長	920,000円×20.504(任期4年の支給割合)	任期終了後
教育長	735,000円×12.936(任期4年の支給割合)	任期終了後	
常勤監査委員	644,000円×8.514(任期3年の支給割合)	任期終了後	
	590,000円×10.472(任期4年の支給割合)	任期終了後	

2の7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

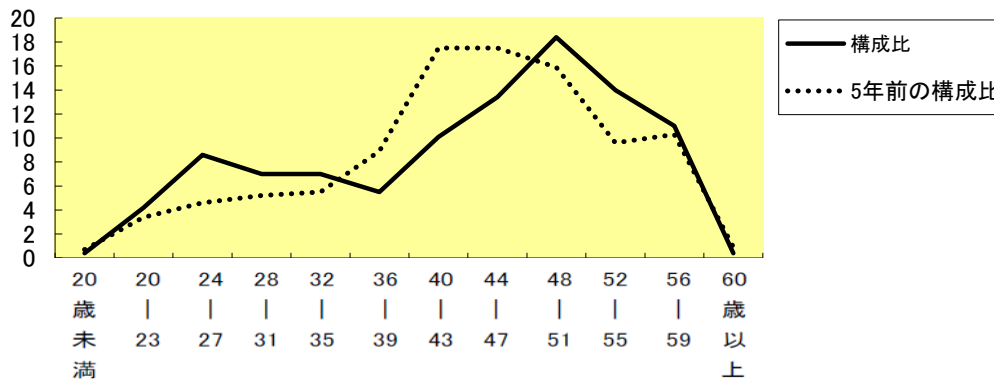
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数 (人)		対前年 増減数 (人)	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年		
一般行政部門	議 会	5	5	0	
	総 務	113	113	0	
	税 務	28	27	-1	事務の合理化
	労 働				
	農 林 水 産	16	17	1	体制強化
	商 工	11	11	0	
	土 木	36	36	0	
	民 生	105	105	0	
	衛 生	44	44	0	
	小 計	358	358	0	
特別行政部門	教 育	48	45	-3	定数外職員の配置
	警 察				
	消 防				
	小 計	48	45	-3	
公営企業等会計部門	病 院	9	9	0	
	水 道	17	18	1	体制強化
	交 通				
	下 水 道	9	9	0	
	そ の 他	16	17	1	体制強化
	小 計	51	53	2	
合 計		457	456	-1	
		[595]	[595]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	19人	39人	32人	32人	25人	46人	61人	84人	64人	50人	2人	456人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部 門 別	年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政		324人	324人	331人	348人	358人	358人	34人 (10.5%)
教育		52人	53人	49人	49人	48人	45人	▲7人 (▲13.5%)
普通会計		376人	377人	380人	397人	406人	403人	27人 (7.2%)
公営企業等会計		63人	61人	60人	54人	51人	53人	▲10人 (▲15.9%)
総合計		439人	438人	440人	451人	457人	456人	17人 (3.9%)

2の8 公営企業職員の状況

(1) 石狩市水道事業

① 職員給与費の状況

ア 令和2年度決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占める職 員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
収益的支出	1,823,877	116,298	61,253	3.36	3.78
資本的支出	1,064,004	-	52,089	4.90	5.49

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
石狩市水道事業会計	46.0 歳	316,821 円	379,513 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石狩市水道事業会計		石狩市(普通会計)	
1人当たり平均支給額(令和2年度)		1人当たり平均支給額(令和2年度)	
1,464 千円		1,506 千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

石狩市水道事業会計			石狩市(一般職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%～45%)			・定年前早期退職特例措置(2%～45%)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	3,891 千円	18,806 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		6 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		1,500 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		20.0 %
手当の種類(手当数)		2 種類
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料金等徴収業務手当	水道料金等の徴収業務に従事した職員	日額200円
現場危険作業手当	石狩河口橋添架水道管調査作業に従事した職員	1回1,500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	7,285 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	486 千円
支給実績(令和2年度決算)	6,365 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	424 千円

オ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	①配偶者6,500円(月額) ②子10,000円(月額) ③16歳年度初めから22歳年度末までの子5,000円(月額に加算) ④父母等6,500円(月額)	同じ		2,248 千円	224,800 円
住居手当	①借家(家賃12,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給(月額) ②配偶者が借家に居住する単身赴任手当受給職員は、家賃の額に応じて13,500円を限度に支給(月額)	同じ		1,257 千円	209,500 円
通勤手当	①自動車等使用者には、距離に応じて2,400円から32,000円の範囲内で支給(月額) ②交通機関利用者には、運賃の額に応じて、55,000円を限度に支給(月額)	同じ		942 千円	49,578 円
管理職手当	①部長相当職75,700円(月額) ②課長相当職56,200円(月額)	同じ		2,931 千円	732,750 円
休日勤務手当	支給割合100分の135	同じ		40 千円	8,000 円
寒冷地手当	11月～3月(5か月間)支給で、 ①世帯主で扶養親族のある職員 23,360円(月額) ②その他の世帯主である職員13,060円(月額) ③その他の職員8,800円(月額)	同じ		1,591 千円	88,388 円